

ワンモバ利用約款

本契約は、株式会社ダイヤモンドクリエーション（以下「当社」という）が運営する携帯販促システムASPサービスワンモバ（以下「ワンモバ」という）の利用の承諾を得てワンモバサービスの利用店（以下「加盟店」という）となり、ワンモバを利用するについての規則（以下「本約款」という）を定めるものとします。

第1条（総則）

1. 本約款は、当社が指定したURLのページ（以下「加入ページ」といいます。）を開設し、当社がインターネット上で運営するワンモバに関する当社と加盟店の契約関係につき定めるものとします。
2. 当社は加盟店に対し、本約款に記載する条件にてワンモバを提供します。

第2条（約款の変更）

1. 当社は、ワンモバの利用者である加盟店の承諾を得ることなく、本約款を変更できるものとします。この場合、ワンモバに関する全ての条件は変更後の約款によるものとします。
2. 本約款の変更は、当社ワンモバホームページに表示した時点で効力を生じるものとします。

第3条（契約方法及び期間）

1. ワンモバの加盟店は本約款の内容を確認し承諾の上、当社が定める所定の手続に従って、当社に対し利用申込を行うものとします。但し、加盟店が、以下の各号に記載する事由の何れかに該当する場合、当社は、ワンモバの申込を承諾しない場合があります。
 1. 加盟店の申込に係るワンモバの提供が、技術的その他の理由により著しく困難であると当社が判断した場合
 2. 加盟店が契約の義務を怠るおそれがあることを疑うに足りる相当な理由がある場合
 3. 加盟店がワンモバを通じてアダルトサイト、風俗営業その他当社が適切でないと判断する内容のサービスを提供するおそれがある場合
2. 加盟店と当社とのワンモバ利用契約は、当社が加盟店から前項に定める利用申込を受け、当該加盟店に対するアカウントIDを発行した時に成立するものとします。
3. ワンモバ契約の契約期間は、最低契約期間を6か月以上に定めるものとします。但し、加盟店または当社のいずれかからも更新しない旨の通知がない場合には、本約款等の契約は同一条件にてさらに1か月延長するものとし、以後も同様とします。

1年一括払いの加盟店も前項同様とします。

第4条（属性情報の帰属）

1. 加盟店が募集したメール会員の属性情報についての権利は、当該メール会員を募集した加盟店に帰属するものとします。本約款において属性情報とは、ワンモバを利用する事で、メール会員から提供されるメール会員の住所・氏名・性別・生年月日・電話番号・メールアドレス等を「属性情報」というものとします。
2. 加盟店の属性情報管理者は、加盟店申込書の情報管理者欄にて選任された者とし、特に定めのない場合は加盟店申込書に記載された代表者・経営者とします。加盟店申込書が当社への情報管理者届出書を兼ねるものとします。
3. 加盟店及び情報管理者は、メール会員のプライバシー保護に十分注意を払い、属性情報の複製及び当社以外の第三者への貸与・売却・開示等を行ってはなりません。但し、民事訴訟法・刑事訴訟法その他の法令に基づき開示請求を受けたときはこの限りではありません。
4. 加盟店及び情報管理者は、善良なる管理者としての注意義務をもってメール会員の属性情報を管理するものとし、属性情報が外部に流出する、不当に改ざんされるなどのトラブルを引き起こさないよう、管理ルールを整備し安全対策を実施するものとします。また加盟店および、加盟店関係者より属性情報が外部に流出する、不当に改ざんされるなどの事由によりトラブルを引き起こした場合の責は加盟店が負うものとします。但し、当社または第23条4項により当社が権限を与えた外部委託先により生じたトラブルについては当社がその責を負うものとします。なお、加盟店は当該トラブルを解決する為に来る限り当社に協力するものとします。
5. 加盟店及び情報管理者は、属性情報に関する個人の権利を尊重し、メール会員が自己の個人情報の開示・訂正・削除を求めたときは、合理的な期間・妥当な範囲内でこれに応ずるものとします。
6. 加盟店及び当社は、メール会員より加盟店情報の送付配信等の営業案内、その他属性情報の利用について中止の申し出があった場合、当該利用を中止するものとします。
7. 前2項から6項に従ってメール会員の属性情報が適切に管理されていることを確認するため、当社には加盟店に対する属性情報管理状況の調査権があることとします。なお、当社が現場調査を行う場合は、当該加盟店に事前に通知するものとします。

第5条（権利の譲渡等）

加盟店は、第7条3項に定める場合を除き本約款に基づく一切の権利義務を譲渡することができないものとします。

第6条（著作権等）

1. ワンモバに係る著作物について、当社又はワンモバ開発者が作成したコンピュータ・プログラム、マニュアル、ドキュメント類その他の資料及びそのデータ（以下、「本件資料等」という。）に関する著作権、商標権、特許権、営業秘密、肖像権その他の知的財産権（以下、「知的財産権」

という。)はそれぞれ当社又はワンモバ開発者が、加盟店が作成したものは加盟店が著作権を有することを確認します。

2. 加盟店は、当社又はワンモバ開発者の有する知的財産権の重要性に鑑み、本件資料等につき、当社の事前の許諾を得ずに、次の行為を行ってはなりません。

1. 複製、複写する行為
2. 譲渡、貸与する行為
3. 翻訳、変形、翻案をする行為、二次的著作物を作成する行為、その他これに類する行為
4. 送信可能化又は公衆送信する行為
5. リバースエンジニアリング
6. 本約款の目的外の利用行為

3. 加盟店は、加盟店以外の第三者が著作権を有する著作物をワンモバのページに掲載する場合、事前に当該第三者から、ワンモバの利用の目的で、複製、公衆送信その他の行為を行うについての包括的な許諾を受けなければならないものとします。

4. 加盟店は当社及びワンモバ開発者に対して、第1項の加盟店の著作物及び第2項の加盟店が使用の許諾を得た第三者の著作物について、当社及びワンモバ開発者がワンモバのプロモーションまたはワンモバでのハイパーリンクのために無償使用することを許諾するものとします。

5. 加盟店が、本条項に違反し、当社又はワンモバ開発者に損害が生じた場合、当該損害の賠償をしていただきます。

第7条（届出情報の変更）

1. 加盟店は当社に届けている名称、住所、電話番号、支払に利用している預金口座の情報等に変更が生じた場合、直ちに所定の方法にて当社に届出を行うものとします。

2. 前項のうち加盟店が名称の変更を行う場合、加盟店は当該変更事実を証明する書類を提示しなければならないものとします。

3. 加盟店に事業譲渡、合併、会社分割等の理由により地位の承継があった場合、当社は、当該承継者のワンモバの利用権を認めるものとします。この場合、加盟店及びワンモバの承継者は、連名で当社に対し、当該事実を通知すると共に承継の事実を証明する書類を提示し、未払利用代金がある場合は、連帯して当該利用代金を支払わなければならないものとします。

第8条（守秘義務）

加盟店は、本契約期間中又は契約終了後に拘わらず、本契約及び本契約に関連して知り得た情報、その他当社の機密に属するべき一切の事項を第三者に漏洩・開示・提供してはならず、ワンモバを利用する目的以外に利用してはならないものとします。但し、予め当社の書面による承諾を得た場合にはこの限りでは有りません。

第9条（禁止行為）

1. 加盟店は、ワンモバを使用するに際し、以下の行為を行ってはならないものとします。

1. 犯罪に結びつく行為及びその可能性のある行為
2. 公序良俗に反する行為
3. 消費者の判断に錯誤や誤解を与えるおそれのある行為
4. 他の出展者その他の第三者に対し、財産権（知的財産権を含む。）の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為
5. 虚偽の情報を入力する行為
6. ワンモバと同種または類似の業務を行う行為
7. ワンモバに関し利用しうる情報を改竄する行為
8. 有害なコンピュータ・プログラム、メール等を送信または書き込む行為
9. 加盟店が適切に管理されている送信先データに基づかない不特定多数者へのメール送信行為
10. アカウントIDを第三者に対して譲渡、貸与し、又は第三者と共用すること

2. 加盟店は、法令により販売が禁止されているサービスの提供や、第三者の権利を侵害、或いは法令に違反するおそれのある行為、アダルトサイト、風俗営業、その他当社が不適切と判断する内容のサービスを提供することはできません。

第10条（パスワードの管理等）

1. 加盟店は、当社から発行されたパスワードについて、第三者に知られないように管理し、自らの責任において管理を行うものとします。
2. 加盟店は、コンテンツの送信、その他ワンモバへのアクセスに際しては、当社指定の方法により、当社より発行された専用メールアドレス、ID及びパスワードを入力しなければなりません。
3. 当社はコンテンツ送信その他ワンモバへのアクセスについて送信されたメールアドレス、ID及びパスワードが何れも加盟店が登録したものである場合には、加盟店からの送信として取り扱

うこととします。当社はメールアドレス、ID及びパスワードの不正使用の事故により生じた損害については一切責任を負わないものとします。

第11条（加盟店とメール会員との規約）

1. 加盟店は、メール会員との間における規則（以下「利用規約」といいます）を加盟店自ら作成、及び管理するものとします。但し、当社に効力が生じる内容を伴う場合には、当社に対し、メール、書面等の双方に記録が残る方法にて事前に申請の上、当社が承諾した場合に限り記載を認めるものとします。

2. 加盟店は、自己の責任において利用規約を管理・運用するものとします。メール会員および第三者との間で利用規約によるトラブルが生じた場合には、加盟店は自己の責任と費用において解決するものとします。

第12条（当社による解除）

1. 加盟店において、以下の各号に記載する何れかの事由が発生した場合、当社は加盟店に対し事前に通知することなく、ワンモバの一部若しくは全部の提供を停止し、又は、契約を解除することができるものとします。

1. 本約款の規定に違反をした場合
2. 料金の支払を遅延した場合
3. 申込書等で当社に届出た氏名等の情報に、虚偽の内容が含まれていた場合
4. ワンモバを利用する上で、違法行為或いは公序良俗に反する行為を行った場合
5. 差押・仮差押・仮処分・公売処分・租税滞納処分等の公権力の処分を受けたとき
6. 破産・民事再生・会社整理・会社更生・または特別精算の手続きを申し立てられ、もしくは自らこれらの申したてをしたとき。
7. 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取り消し処分を受けたとき
8. 資本の減少・営業の譲渡、廃止または解散の決議をしたとき
9. 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手につき不渡りを出すなど支払い不能の状態に陥ったとき
10. 大株主の移動・代表者の変更その他経営の実態が変わり、信頼関係を阻害する要因になったとき
11. 加盟店申し込み時の記載内容に虚偽のあった事が判明したとき
12. メール会員の評価が著しく低く、加盟店としてふさわしくないと認めたとき
13. その他、信頼関係の破壊または信用状態の悪化、もしくはその恐れがあると認められるとき。

第 15 条 (付随契約)

加盟店は、ワンモバに付随する契約について、第 3 条に基づき当社が加盟店に対して発行したアカウント I Dを使用して当社が指定する所定の方法により契約の申込をすることができます。

第 16 条 (加入プランの変更)

加盟店は、契約期間中においても、加入プランの変更をすることができるものとします。また、メール会員数によりプラン変更が必要な料金形態の商品の場合は、自動的にプラン変更します。プラン変更に伴い、利用代金が変動する場合は、当社より加盟店へご連絡をし、翌月より変更プランに準ずる金額へ変更となります。その際、口座振替の加盟店は当社にて手続きを行い、自動的に振替金額が変更となります。一年一括払いのお客様は、翌月を起算月として残りの残月との差額を起算月の前月に、当社へ振り込むものとします。また、支払いが起算月より 30 日間滞った場合は、第 12 条ならびに第 13 条を適用いたします。

第 17 条 (任意解約)

1. 加盟店は、何時でも本契約の解約を申し出ることができます。

(本製品の解約・月々払い希望の利用者の場合)

本製品の解約は、最低 6 カ月間ご利用いただいた方のみ可能です。6 カ月未満の場合は、中途解約違約金を支払わなければなりません。6 カ月に満たない月額利用料金の合計を加盟店は納めていただくこととなります。

6 カ月以上ご利用の本製品利用者より、解約の申し出があった場合は、毎月 15 日までに当社まで申し出があった場合は、翌月の口座振替を停止出来き、2 カ月後から解約 (サービス停止) となります。毎月 15 日以降に解約の申し出が甲にあった場合は、翌々月の口座振替から停止出来き、3 カ月後から解約 (サービス停止) となります。

(本製品の解約・一年一括払いの利用者の場合)

ワンモバの解約は随時可能です。ただし、途中解約の場合においても返金は一切出来ません。

第 18 条 (サービスの廃止)

当社は、ワンモバのサービスを廃止できるものとします。この場合、当社は加盟店に対してサービスを廃止する 1 か月前までにその旨を通知するものとします。それにより生じた加盟店の損失に対する責任を当社は一切負わないものとし、加盟店は当社へ一切異議申し立てできないものとします。

第 19 条 (サービス利用代金)

1. 加盟店は、ワンモバを利用するにあたり、サービス内容毎に別途定める利用代金を当社に対し支払うものとします。

2. 加盟店が利用代金の支払を延滞した場合、利用代金とは別に年利 12% の遅延損害金を支払わなければなりません。

3. 当社は加盟店に対し、支払い通知書・請求書ならびに領収書等精算に関する書類の発行を行わないものとします。

第20条（中途解約違約金、遅延損害金及び割増金）

1. 当社が定める最低契約期間満了迄に、第12条による契約の解除、若しくは第17条1項による解約がなされた場合、加盟店は最低契約期間満了までの期間に応じた利用代金相当額を中途解約違約金として支払わなければなりません。
2. 加盟店が利用代金の支払を延滞した場合、利用代金とは別に年利12%の遅延損害金を支払わなければなりません。

第21条（データ等の破棄）

当社は、ワンモバに付随する各種印刷物やサイトの作成等の為に加盟店からデータ等の提供を受けた場合において、加盟店から当社に対し当該データ等の返却依頼を受けても成果物等の納品後における当該データ等の返却については、当社はその一切の責を負いません。

第22条（不可抗力・免責）

当社は、次に掲げた各号の他、当社の責によらない事由により生じた加盟店・メール会員または第三者の損害については、当社はその一切の責を負いません。

1. 天災地変、戦争、暴動、内乱、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為の場合
2. 回線状況、システム障害等により適時にデータ送信が行われない等その他当社の責に帰することのできない事由（以下、不可抗力事由という）による損害
3. 加盟店・加盟店の従業員および加盟店の関係者の行為により生じた損害
4. 当社の設置した設備に関する犯罪行為により生じた損害のうち、当社の責に帰することのできないものもしくは不可抗力事由による損害
5. 加盟店が本契約等に違反したことにより発生した損害
6. 加盟店に提供されるサービスのうち、当社以外の事業者から提供されるサービスに起因して発生した損害

第23条（当社によるアクセス等）

1. 当社は、加盟店から依頼があった場合には、当該加盟店のワンモバ管理者画面（以下「管理者画面」という）にアクセス等を行うことができるものとします。

2. 当社は、前項の規定に関わらず、システム障害が発生した場合、または発生する可能性が高いと当社が判断した場合、その他やむを得ない事由が生じた場合には、加盟店に承諾を得ることなく、管理者画面にアクセス等を行うことができるものとします。

3. 当社は、業務遂行上必要な者以外の者による管理者画面へのアクセス等を禁止するものとします。

4. 当社は、業務遂行上必要な範囲内で、当社が信頼に足ると判断した外部委託先に対し、管理者画面へのアクセス等の権限を与える事ができるものとします。なお、当社は当該外部委託先に対し前項の規定を遵守させるものとします。

5. 当社は、当社が加盟店からの依頼により代行して初期設定、メール配信、設定変更、各種設定等を行なったことにより生じた損害については一切責任を負わないものとします。

第24条（運営者の変更）

運営者の変更がなされた場合、本約款等の契約及び債権責務の全ては新運営者に引き継がれるものとし加盟店はかかる地位の承諾を予め承諾するものとします。

第25条（サービス対象に関して）

ワンモバは、ドコモ・ソフトバンク・au の携帯電話会社の3キャリア対応。スマートフォンはサービス対象外となります。また、携帯機種により正しく表示されない機種がございますが、機種の依存的な問題な為、当社にて責任は負いかねます。

第26条（準拠法、合意管轄裁判所）

本約款は、日本法に基づいて解釈されるものとし、当社と加盟店の間で訴訟の必要が生じた場合は、管轄の裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。